

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、『流通・サービスを通じて広く社会に貢献する』を第一の経営理念としております。この経営理念は、株主、取引先、社員および企業活動を支える全てのステークホルダーを対象としており、その達成の為に、コーポレート・ガバナンスの整備、強化が最重要課題であると認識しております。

また、そのコーポレート・ガバナンスの整備、強化を推進していくには経営の効率性、健全性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠だと認識しております。

『組織として機能しなければ意味が無く、組織を有効にいかすには取締役の姿勢、モラルおよび資質が重要である』と認識した上で、取締役会および執行役員会主導のもと、グループ企業全体の収益力、企業価値の向上、強固な事業基盤の構築を目指して諸施策を講じております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2④. 議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳】

当社の株主のうち、機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いため、コストと効果を総合的に勘案し、電子投票制度や招集通知の英訳はしていません。今後も株主構成を注視し、必要に応じてこれらの制度を検討してまいります。

当社のホームページにつきましては、英語と中国語にも対応しており、海外投資家にも当社事業、業績等を理解していただけるよう努めております。

【補充原則4-11③. 取締役会による取締役会全体の実効性の分析・評価の開示】

当社の取締役は8名で、うち、社外取締役が2名です。取締役会における取締役の発言や質疑応答、また監査役及び監査役会から取締役会への意見も適宜行われております。

平成28年度から、取締役と監査役による自己評価を実施し、課題について認識しております。取締役会全体の実効性の分析・評価についても今後検証してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、安定的な経営を行う体制を確保する方針のもと、営業取引の強化や財務に係る業務の円滑な推進を図り当社の企業価値を向上させる目的として政策的に株式を保有しております。

政策保有株式については、年に2回取締役会において株式保有の合理性やメリットを発行会社毎の配当や営業取引、資本コストに見合っているか等を総合的に勘案し、継続的に保有することが適切でない判断される株式については縮減を図っております。

また、政策保有株式の取得や買い増しに当たっても発行会社との取引を総合的に勘案し取得や買い増しの意義を明確にして審議しております。

保有株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有目的に即したものであるかどうかなどを総合的に勘案して対応しております。特に継続的に投資収益が低い企業、また株主価値が大きく毀損される等の重大な懸念事項が生じている場合は、原則反対票を投じます。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び取締役が実質支配する会社との競業取引、利益相反取引については、取締役会付議事項としております。主要株主との取引についても第三者取引と同様に公平な立場で行っております。

また、当社のすべての役員に対して年1回、関連当事者間取引の有無について確認するアンケートを実施しており、関連当事者間の取引について管理をする体制を構築しております。

なお、有価証券報告書において、関連当事者取引を開示しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、厚生年金基金はすでに脱退しております。従業員の退職年金制度は確定拠出年金と確定給付年金です。企業年金の運用が従業員の安定的な資産形成に加え、当社の財政状況にも影響を与えることを踏まえ、従来から運用委託先の金融機関に相談のうえ、安定的な運用(国債、格付の高い会社の債券、安定的な運用を目標としたファンド)のみ行っております。

運用にあたる適切な資質をもった人材の登用・配置は行っておりませんが、管理部門の担当者が運用委託先金融機関より運用実績等について説明を受け、モニタリングをしながら健全な年金制度運営を実施しております。また、その結果は年1回、執行役員会に報告し、次年度の運用目標を達成するための資産形成割合を協議しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(i) 当社の経営理念、経営戦略等については、有価証券報告書の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「コーポレート・ガバナンスの状況等」で開示しております。

(ii) 当社のコーポレートガバナンスの基本方針については、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」、コーポレートガバナンス報告書に開示しております。

(iii) 取締役の報酬額は、固定給、業績連動給で構成されております。具体的な金額は、固定給については当該取締役の役位等を考慮して決定しております。業績連動給については経営成績である営業利益、当期純利益などを基準に、当該取締役の役位や貢献度等を考慮して決定してお

ります。なお、手続きについては、指名報酬委員会において慎重な審議を行い、取締役会で決定しております。  
また、取締役の報酬については、年間の上限額を株主総会にて決議しております。

(iv) 取締役候補者については、人格・見識ともに優れた人物を、本人の能力・適性、これまでの業績等を勘案したうえで、指名報酬委員会で慎重な審議を行い、候補者を選考し、取締役会に諮ります。取締役会において、慎重に審議検討したうえで決定し、株主総会に上程することとしております。

監査役候補者についても、幅広い経験や深い知識を持ち、取締役会に対し有益な助言や提言を行える有能な人材を、指名報酬委員会で慎重な審議を行い、候補者を選考し、取締役会に諮ります。取締役会において、慎重に審議検討したうえで決定し、株主総会に上程することとしております。

(v) 取締役候補者及び監査役候補者の選解任理由については、株主総会招集通知で適宜開示することとしております。

#### 【補充原則4-1①. 取締役会の経営陣に対する委任範囲の開示】

当社では、取締役会が経営機能を有しているとの認識から、取締役会規定の中で「付議基準」として、法令・定款に定められている事項および重要事項を定めております。

また、当社は、取締役会決議に基づき、業務執行体制として執行役員制度を導入し、一定の権限を委譲しております。

なお、執行役員会で決議されたことは、取締役会へ報告する体制としております。

上記の体制については、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書に開示しております。

#### 【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は独立社外取締役の詳細な選任基準を策定しておりませんが、東京証券取引所の選任基準に準拠して選任しておりますので、その独立性は確保されていると認識しております。その選任理由については、本コーポレートガバナンス報告書「2. 1. 取締役関係」に記載しております。

#### 【補充原則4-11①. 取締役会による取締役会の構成に関する考え方の開示】

取締役会の機能を効果的に発揮するためには、様々な知識・経験・能力をもつ人材をバランスよく配置することが大切であると考えております。取締役の指名については、指名報酬委員会において候補者の人格、能力、これまでの業績等を総合的に勘案のうえ慎重な審議を行い、取締役会に諮る体制が整っております。

なお、具体的な選任理由については、株主総会招集通知で適宜、開示することとしております。

#### 【補充原則4-11②. 取締役・監査役の他社兼任状況の開示】

当社では、取締役・監査役が、当社における役割・業務を適切に行うため、毎年他の上場会社の役員の兼務等について調査を行っております。他の上場会社の役員等を兼務する場合は、当社の業務に差し支えない範囲に留めております。

#### 【補充原則4-14②. 取締役・監査役に対するトレーニング方針についての開示】

法令、コンプライアンス、財務等の知識を充実すべく、取締役および執行役員を対象として、社外講師を招いて研修会を年2回実施しております。また、新任取締役、新任執行役員に対し、就任時研修会を年1回、それぞれ実施するプログラムを設けております。

また、取締役・監査役はそれぞれの協会団体等の主催する研修会やセミナーに随時参加し、業務に必要な知識の習得を行っております。

#### 【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主から対話の申し入れがあった場合は、総務部広報課が担当取締役、担当執行役員と対応方針を検討し、総務部、経理部、経営管理部が連携し、適切に対応しております。

自社ホームページ内に「IR情報」ページを設け、株主が情報を取得しやすいよう工夫しております。また、IR以外の情報についても、ニュース欄にて積極的に開示しております。加えて、第2四半期決算と期末決算後に株主に送付する「株主通信」にて事業内容の理解促進に努めております。

当社は、株主総会後には「株主懇親会」を開催し、取締役・監査役全員が株主と直接対話できる機会を設けております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三神興業株式会社	1,584,616	7.39
いすゞ自動車株式会社	1,451,077	6.76
日野自動車株式会社	1,270,838	5.92
NOK株式会社	619,000	2.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	597,800	2.79
株式会社りそな銀行	554,000	2.58
三原不動産株式会社	530,000	2.47
佐藤商事取引先持株会	522,436	2.44
日本シイエムケイ株式会社	512,100	2.39
JFEスチール株式会社	500,000	2.33

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

大株主の状況は、2018年9月30日現在の状況です。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
斎藤 脩	他の会社の出身者								△			
小谷 健	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
斎藤 脩	○	—	(独立役員指定理由) 斎藤 脩氏は当社仕入先であるJFEスチール株式会社の親会社、JFEホールディングス株式会社出身であります。平成20年6月に同社を退社してから10年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。またJFEホールディングス株式会社グループの当社に対する持株比率が2.3%であることから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。

小谷 健	○	——	(独立役員指定理由) 小谷 健氏はトピー実業株式会社を退社して2年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。当社の同社および同社グループからの仕入割合は極めて軽微で依存度が突出していないこと、および同社は当社株式を保有していないことから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。
------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 <span style="background-color: orange;">更新</span>	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役

補足説明 更新

その他は社外常勤監査役です。

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人には、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、監査役は適宜監査の状況について報告を受け、相互に情報交換を行うとともに会計監査人の独立性について監視しております。

内部監査部門である監査部は、監査役に対し監査結果を全て報告する体制になっております。必要に応じて監査役と監査部とは相互に情報交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)															
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m			
饗庭 典宏	他の会社の出身者													△			
原 嘉男	他の会社の出身者													△			
赤石 幹雄	他の会社の出身者													△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
饗庭 典宏	○	——	(独立役員指定理由) 饗庭典宏氏は株式会社りそな銀行を退社して10年が経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。当社は複数の金融機関と取引をしており、同行に対する借入依存度が突出していないこと、および同行の当社に対する持株比率が2.5%であることから、同行の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。
原 嘉男	○	——	(独立役員指定理由) 原 嘉男氏は株式会社TBKを退社して約5年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。同社は当社株式を保有していないことから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。
赤石 幹雄	○	——	(独立役員指定理由) 赤石幹雄氏はJFEスチール株式会社を退社して5年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。またJFEスチール株式会社の当社に対する持株比率が2.3%であることから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

### その他独立役員に関する事項

当社は、経営体制および監査機能強化のため、社外取締役である斎藤脩氏および小谷健氏、社外監査役である饗庭典宏氏、原嘉男氏ならびに赤石幹雄氏を独立役員に選任しております。

また、平成23年6月には法令に定める監査役の数に不足することになる場合に備え、社外監査役の補欠監査役として、坂尾栄治氏を選任いたしました。坂尾栄治氏は公認会計士として企業財務法務に精通しており、企業経営の統治に十分な見識を有しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

### 該当項目に関する補足説明

取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇および業績向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。



ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役

該当項目に関する補足説明

上記「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」に記載のとおりであります。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。  
取締役を支払った報酬 318百万円(うち社外取締役16百万円) 監査役を支払った報酬 27百万円(うち社外監査役21百万円) (平成30年3月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、固定給、業績連動給で構成されています。具体的な金額は、固定給については当該取締役の役位等を考慮して決定しております。業績連動給については経営成績である営業利益、当期純利益などを基準に、当該取締役の役位や貢献度等を考慮して決定しております。

また、取締役の報酬については、年間の上限額を株主総会にて決議しております。

なお、取締役の報酬限度額は、平成30年6月22日開催の第95期定時株主総会において年額480百万円以内(うち社外取締役分は40百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査部門として監査部を設置しており、社外監査役を補佐する体制になっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役全員で構成されており、監査役も出席しております。
- ・取締役会は、原則として月1回開催される機関であり、経営上の重要事項の決定と職務執行の監督を行っており、社外取締役の独立かつ客観的な立場から、適切な意思決定・経営監督の実現を図っております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営の実現を目指します。
- ・当社は、取締役会の諮問機関として、独立社外役員(取締役・監査役)を過半数とする指名報酬委員会を設置しております。取締役の報酬や取締役や監査役の候補の選任等については、指名報酬委員会にて慎重な審議を行い、その後の取締役会で協議し決定しております。
- ・監査役会は、社外監査役3名で構成され、客観的な立場から取締役の職務執行を監視する機関であります。
- ・執行役員会は、執行役員が会社の重要な業務執行案件を協議または決議し、且つ、取締役会への報告を行い、会社の円滑な業務運営と発展に資することを目的とする機関であります。なお、オブザーバーとして社外取締役および監査役も出席し、議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ・与信投資委員会は、取締役を兼務する役付執行役員、経営管理部、審査部を主として構成され、金額の多寡に比例する取引・投資リスクの評価が必要な案件について、様々な角度から検討を行う機関であります。なお、オブザーバーとして社外取締役、監査役および内部監査部門も参加、監視しております。
- ・統括部長会議は、取締役を兼務する役付執行役員、執行役員、統括部長を主として構成され、営業面において重要と思われる事項について協議を行う機関であります。なお、オブザーバーとして社外取締役および監査役も参加、監視しております。
- ・内部監査については、監査部(10名)が監査計画に基づき内部監査を実施しております。また、対象拠点の往査と並行し、各種帳票のモニタリングを定期的実施することにより、リスクの早期検出に努めております。これらの結果については、定期的に監査報告会を開催し、取締役、執行役員および監査役に対し詳細な報告を行っております。
- ・監査役監査については、常勤監査役が中心となり実施しております。監査役は適宜内部監査に立会い、内部監査状況を監視しております。また、必要に応じて、支店や子会社に出向き、業務及び財産の状況を調査しております。監査役監査の方法の概要および結果については、取締役会にて年次の報告を行っております。
- ・会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。会計監査人は監査計画、監査結果報告会の他、適宜、監査役、監査部との情報交換を行い連携しております。

業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 川村 敦 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 山口 直志 有限責任 あずさ監査法人

当社の会計監査業務は、上記の2名を含む公認会計士等によって行われております。

当事業年度において当社の会計監査業務に係った補助者は、公認会計士5名、その他13名であります。

また、当事業年度における会計監査人の報酬等の額は47百万円であります。(平成30年3月期)

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員・統括部長による業務執行を管理監督する機能をもつ取締役会に対し、監査役3名を社外監査役とすることと社外取締役2名を設置することで、経営への監視機能を強化しております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視機能が重要と考えております。2名の社外取締役と3名の社外監査役より経営全般に関する意見、指摘をいただくことにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。



### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会に出席される株主の方に、当社の理解を深めていただくために、事業の概況をビジュアル化しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR資料(事業報告、決算短信、有価証券報告書など)をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	平成21年10月に総務部広報課を設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を制定し、環境ISO14001の認証取得に向けた活動を推進しており、平成22年3月に本社の認証を取得し、さらに平成23年3月に全事業所の認証を取得いたしました。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第362条第4項第6号および同条第5項ならびに会社法施行規則第100条に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するため必要な体制の整備について、以下の通り基本方針を定める。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「取締役会規定」に基づき、原則として月1回開催し、法令、定款ならびに「取締役会付議基準」に定める付議事項を決議するほか、取締役が行う職務執行状況の報告を監督して業務の適正およびコンプライアンス体制の実効性を確保する。
- (2) 監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行の法令および定款への適合性やコンプライアンス等を監視し、必要に応じ意見を述べる。
- (3) 監査役は、「監査役監査規定」に基づき、定期的または必要に応じて、取締役の職務の執行を監査する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、稟請決裁書等、取締役の職務執行に係る重要文書は、「書類保存規則」に基づき、保存・管理し、取締役の職務執行に係る内容が常に把握できる体制を整備する。

#### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 「リスク管理に関する基本規定」を定め、当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の活動に関連するリスク認識を全社に周知して、リスクの予防、把握と報告、管理の体制を整備する。万一リスクが発生した場合は、所管部署においてリスクの拡大を防止し、これを最小限に止める対策を講じるとともに、それらの経験から得られた再発防止策を全社で共有する。
- (2) 「与信投資委員会」を設置し、当社グループの一定金額を超える取引、投資案件等については、様々な角度からリスク評価を行い、適切に対応する体制を整備する。なお「与信投資委員会」には、オブザーバーとして社外取締役・監査役および内部監査部門も参加、監視する。
- (3) 「安全衛生委員会」を設置し、災害・事故防止に関する啓蒙活動を行って、災害・事故の予防を図る。
- (4) 内部監査部門は、定期的および必要に応じて当社グループのリスク管理状況の監査を行う。

#### 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、「取締役会規定」・「組織および業務分掌・職務権限規定」を定め、その責任と権限を明確にするとともに取締役会の迅速な意思決定機能と機動的な業務執行および監督機能の強化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役の職務執行の効率化を図る。
- (2) 取締役は、原則として取締役会を月1回開催し、取締役会付議事項の決議や職務執行状況の報告を行う。取締役会決議事項については、「取締役会付議基準」を定める。
- (3) 取締役は、当社グループの経営課題やその他重要事項を、「執行役員会」「与信投資委員会」「統括部長会議」「コンプライアンス委員会」「監査報告会」の各種会議体において審議を行い、情報共有を行う。
- (4) 取締役は、必要に応じて、弁護士・税理士等の意見を参考に職務の執行を行う。

#### 5. 当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営理念や行動方針、ルール・マナーを定めた〔社員行動基準〕冊子を使用人に配布するとともにコンプライアンス・マニュアルを策定し、当社グループの使用人がコンプライアンス意識の徹底を図る一方、定期的な階層別研修や e-Learning研修でコンプライアンスの重要性の周知徹底を図る。また、「コンプライアンス委員会」を開催して、法令違反の防止、早期発見・対応に努める。
- (2) 「組織および業務分掌・職務権限規定」に基づき、使用人の業務遂行上の基準を明確にする。また、使用人は社内規定に基づき、業務の遂行にあたるものとし、重大な違反があった場合は、取締役会で審議し、必要に応じ適切に対処する。
- (3) 「内部監査規定」に基づき、内部監査部門は、定期的または必要に応じて、法令ならびに当社グループの社則および示達の遵守状況、所管業務の運営および管理状況の監査を行う。また「監査報告会」において、監査結果等について、取締役および監査役へ定期的に報告を行う。
- (4) 当社グループは、企業の健全性を確保するため、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを定めた「佐藤商事グループ内部通報規定」を制定・運用し、社内通報窓口として佐藤商事株式会社 監査部および佐藤商事株式会社 常勤監査役とし、社外通報窓口として佐藤商事株式会社 社外取締役および佐藤商事株式会社 顧問弁護士事務所の4か所の通報窓口を設けて、コンプライアンスの実効性を確保する。

#### 6. 当社グループにおける業務の適正を確保する為の体制

- (1) 子会社に関する「関係会社管理規定」を定め、子会社の所管部門の統括のもと、管理および経営指導を行う。また、子会社は、期初に経営目標・年度予算・月次計画を策定し、月次損益計画と実績の差異原因や計画進捗および職務遂行状況について、毎月親会社へ報告する。
- (2) 子会社の取締役は、必要に応じ当社より選任し、当該子会社の職務執行を監督して、職務の適正を確保する。
- (3) 内部監査部門は、定期的または必要に応じて「内部監査規定」に準じた子会社の監査を行い、監査部長は監査結果に基づき、必要に応じて、指導または勧告を行う。また「監査報告会」において、親会社の取締役および監査役に監査結果等の報告を行う。
- (4) 定期的または必要に応じて、監査役および会計監査人による子会社への監査等の実施を行う。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役会からの要請がある場合には、補助すべき使用人を置くこととする。
- (2) 補助すべき使用人を置いた場合は、その使用人の人事・評価等については、取締役と監査役との協議を要するものとする。

#### 8. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 「監査役への報告に関する規定」を定め、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項を明確にする他、「監査役閲覧文書一覧」を定める。
- (2) 監査役会は、必要に応じ、取締役・会計監査人もしくは使用人に業務の報告を求めることができる。
- (3) 内部監査部門は、当社グループについて実施した内部監査結果を監査役に報告する他、各事業年度の内部監査計画、内部監査結果等について、監査役へ報告および協議をする。

#### 9. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループは、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行うことを禁止する。

#### 10. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会・執行役員会・与信投資委員会・統括部長会議等重要な会議に出席し、業務の執行状況および審議状況を直接把握でき

る体制とする。また、監査役は、必要に応じて内部監査部門や弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーに業務の協力を求めることができる。  
(2)取締役と監査役は随時面談を実施し、会社に対処すべき課題、監査役監査の整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。  
(3)監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとする。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、一切関係を絶ち、不当な請求等には毅然とした態度で対応する。

当社総務部門を反社会的勢力に向けた対応窓口とし、「不当要求対応マニュアル」を整備して社内に周知徹底する。

また、これらの問題が発生した時は関係行政機関や顧問弁護士に連絡をとり速やかに対処する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

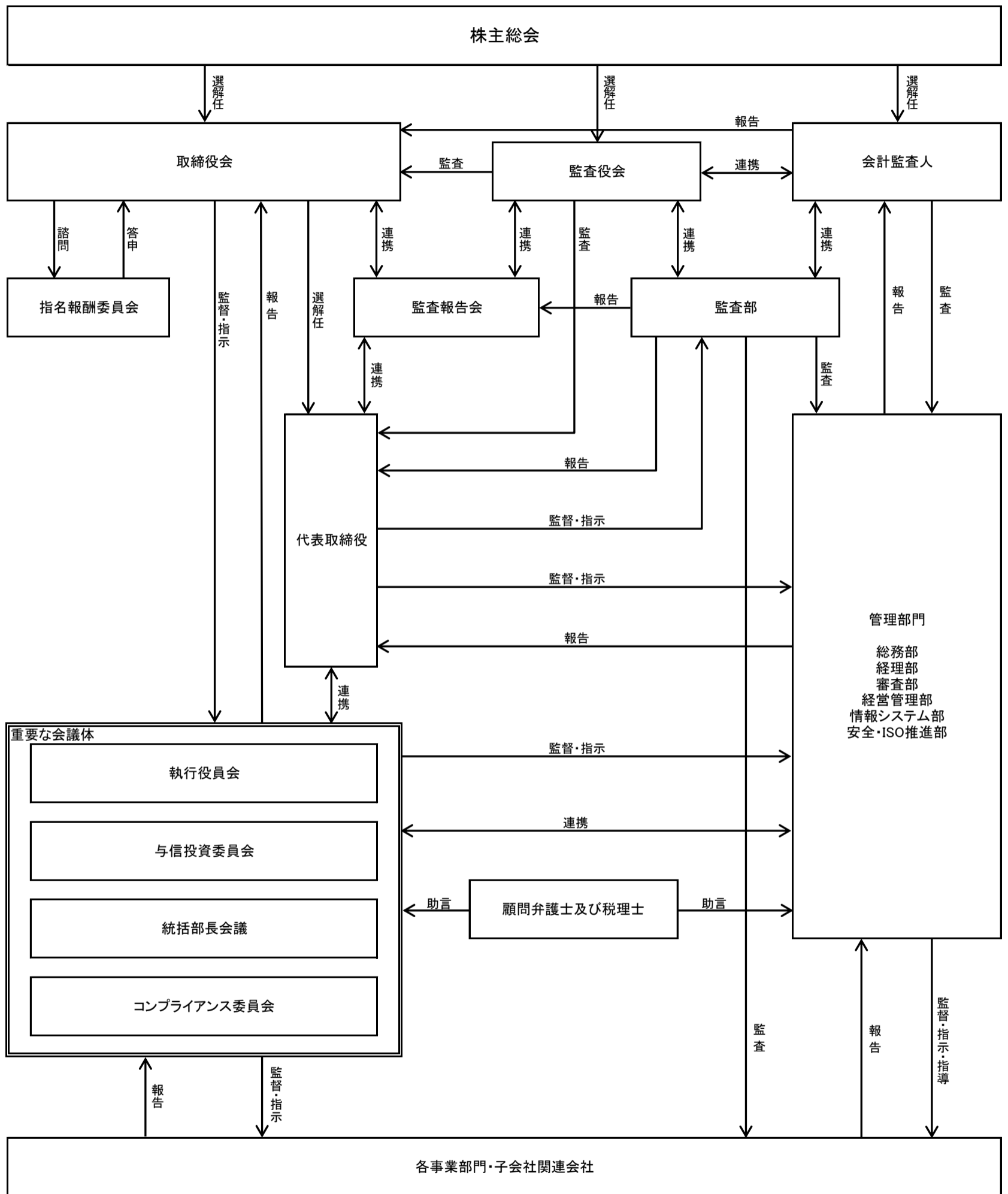
なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策につきましては、今後必要に応じて検討いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

